

1. 戸籍電子証明書提供用識別符号のオンライン申請・発行の実現

令和5年度規制改革実施計画の記載内容

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

Ⅱ 実施事項

3. 個別分野の取組

<共通課題対策分野>

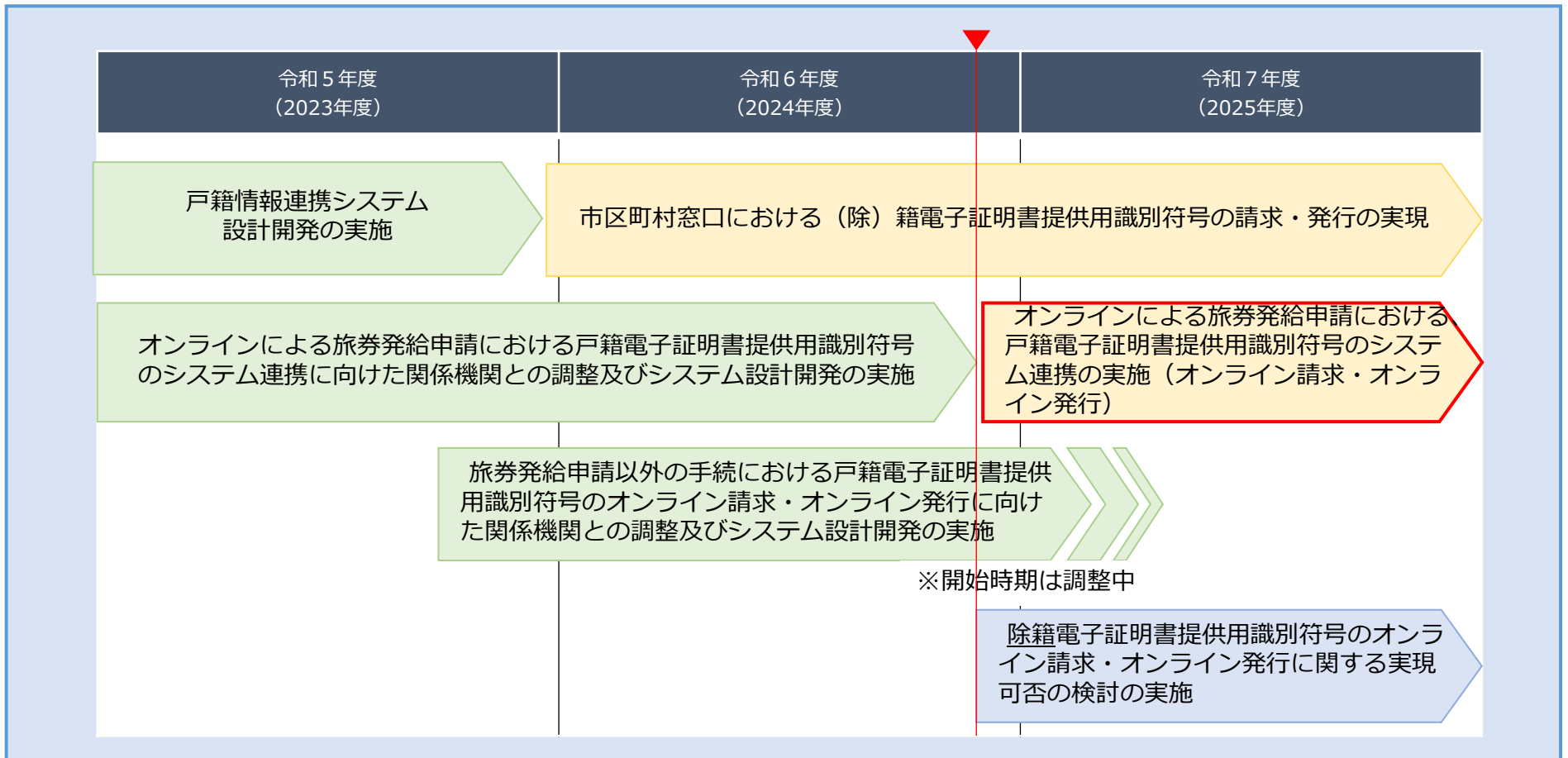
(3) 民間手続等に関する見直し

- a 法務省は、デジタル庁と連携し、戸（除）籍電子証明書を提供するための戸（除）籍電子証明書提供用識別符号の発行について、オンライン申請やオンライン発行の実現に向けた工程表を作成する。また、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）については、市区町村等と連携しながら該当する国民に対して電子化によって享受できるメリットを丁寧に説明することで、改製不適合戸籍そのものの解消を国民に促す。

1. 戸籍電子証明書提供用識別符号のオンライン申請・発行の実現

工程表

令和5年度の規制改革実施計画に基づいて令和6年1月に作成した工程表は以下のとおり。



1. 戸籍電子証明書提供用識別符号のオンライン申請・発行の実現

進捗状況

- 工程表に基づいて順調に進捗
- 以下の手続について、令和7年3月24日から戸籍電子証明書提供用識別符号のシステム連携を開始する予定
 - ① 旅券発給申請手続
 - ② 在外公館における身分関係事項等に関する証明手続
 - ③ マイナ免許証の本籍情報変更手続
 - ※マイナ免許証のみを有する者のみ
- 国民に向けた周知広報を実施中
- さらなる利用手続の拡大については、運用状況及びシステム機器・経費への影響を見ながら、継続して検討
- 令和7年度にもさらなる手続での開始を予定

【参考】戸籍電子証明書提供用識別符号の利用について

戸籍電子証明書とは

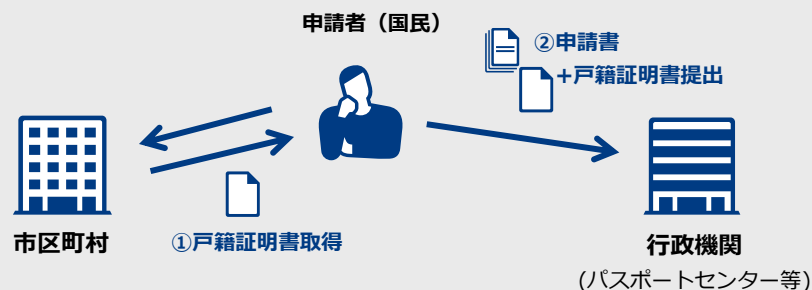
- 行政機関の間でやり取りされる電子的な戸籍証明書

戸籍電子証明書提供用識別符号とは

- 戸籍証明書と一対になったパスワード（数字16桁）
- 行政手続の利用者は、識別符号を取得して提示することにより、紙の戸籍証明書の提出を省略することが可能となる。

戸籍電子証明書の利用イメージ

これまで 紙で発行された戸籍証明書を手続先の行政機関に提出

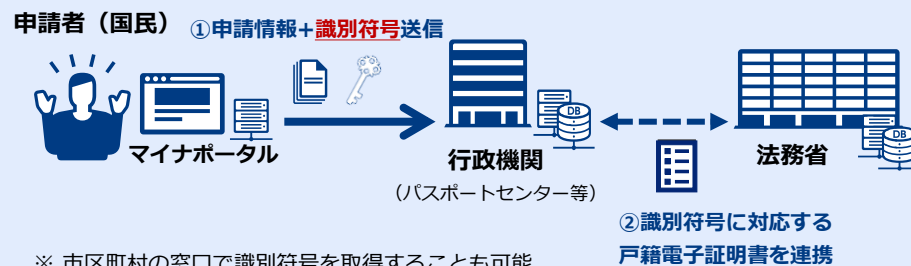


- ① 市区町村窓口又は郵送により紙の戸籍証明書を取得
- ② 取得した紙の戸籍証明書を手続先の行政機関に提出

 紙の戸籍証明書のやり取りが発生

令和 7 年 3 月 2 4 日～ 戸籍電子証明書提供用識別符号を提出

<マイナポータルから旅券申請を行う場合>



- ① マイナポータルから行政手続を行い、申請情報とともに識別符号を手続先行政機関に送信
- ② 行政機関が識別符号を使って法務省から戸籍電子証明書を取得

◎ 紙の戸籍証明書のやり取りが不要に

2. 改製不適合戸籍の解消に向けた取組

令和5年度規制改革実施計画の記載内容

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

Ⅱ 実施事項

3. 個別分野の取組

<共通課題対策分野>

(3) 民間手続等に関する見直し

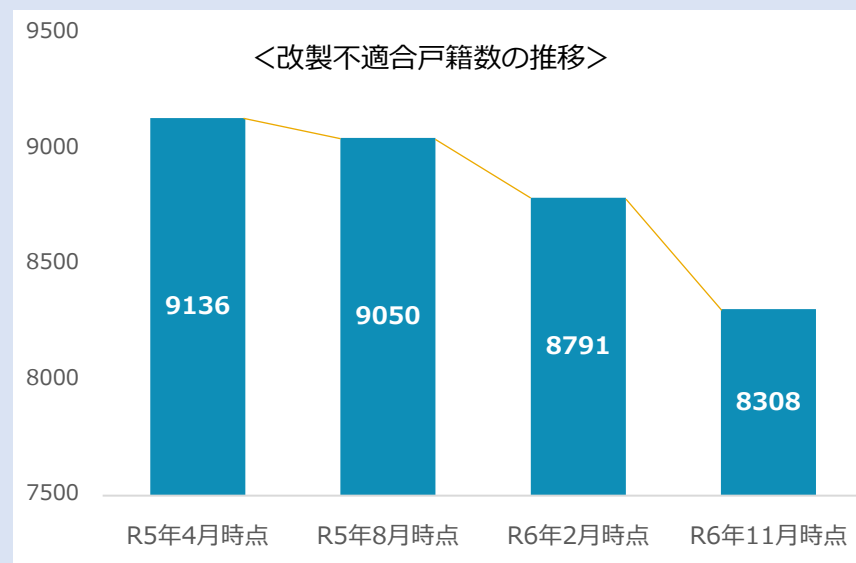
- a 法務省は、デジタル庁と連携し、戸（除）籍電子証明書を提供するための戸（除）籍電子証明書提供用識別符号の発行について、オンライン申請やオンライン発行の実現に向けた工程表を作成する。また、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）については、市区町村等と連携しながら該当する国民に対して電子化によって享受できるメリットを丁寧に説明することで、改製不適合戸籍そのものの解消を国民に促す。

2. 改製不適合戸籍の解消に向けた取組

進捗状況

各市区町村の実態を把握し、改製不適合戸籍となった要因を分析した上で段階的に対策を実施している。これまで市区町村の協力の下、実施した対策等は次のとおり。

- ① 各市区町村から改製不適合戸籍の情報を収集・整理
- ② 改製不適合戸籍の要因（文字含む）分析
- ③ 市区町村に対し、上記②の結果、解消が可能と考えられる戸籍について確認・検討を依頼（802市区町村において実施）
- ④ 市区町村において、上記③を検討し、解消可能な改製不適合戸籍について改製作業を実施



R5.4 - R6.11の間で828戸籍が解消

さらに要因及び解消事例の分析を行い、好事例の横展開を含めて解消に向けた取組を継続的に進める。